

## 第 91 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 議事概要

日時 令和 4 年 1 月 20 日（木） 15：30～15：55

場所 県庁本館 12 階大会議室

### 議題 1 「本県の現状について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

### 議題 2 「本県における今後の対応について」

#### 本部長発言

まず、資料 2-2 の「まん延防止等重点措置」適用等に係る対策について説明する。

昨日、国において、香川県が、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 3 項等に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示された。

本県のまん延防止等重点措置については、実施期間を 1 月 21 日（金）から 2 月 13 日（日）までの 24 日間、措置区域は、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、琴平町、多度津町の 8 市 6 町とし、これに伴い、現在、1 月 31 日（月）までとなっている「感染拡大防止対策期」について、2 月 13 日（日）まで延長する。

措置区域について、当初、7 市 4 町で想定していたが、昨日、過去最多となる 167 人の新規感染者が発生し、その中で、東かがわ市、三木町、琴平町の 1 市 2 町においても、新規感染者が増加したことから、本日、措置区域とすることとした。

県民の皆さまには、引き続き、「新しい生活様式」の定着に向け、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染対策の徹底などをお願いする。

特措法第 31 条の 6 第 2 項に基づき、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないようお願いする。

事業者の皆さまには、引き続き、業種別ガイドライン等の遵守を徹底していただくとともに、今般のオミクロン株による感染の特色として、感染力が極めて強く、クラスターが発生するなど、感染者や濃厚接触者が急増することにより、企業等の事業活動の継続に大きな影響を与えることが懸念されることから、事業継続計画の再確認、また、未策定の場合は早急に策定していただくようお願いする。

措置区域の 8 市 6 町の飲食店等について、特措法第 31 条の 6 第 1 項に基づき、営業時間短縮の要請を行う。

また、主に大規模な集客施設等については、特措法第 31 条の 6 第 1 項に基づき、入場者が密集しないように整理・誘導、入場をする者に対するマスクの着用の周知などによる、感染防止対策の徹底等を要請する。こちらは、協力金の支給対象にはならない。

飲食事業者の皆さまには、昨年4月から9月にかけて、計8回にわたる営業時間短縮の要請にご協力いただき、心よりお礼申し上げます。

この度、8市6町において、夜間営業している飲食店、喫茶店に対し、再び時短要請をさせていただく。対象となる事業者の皆さまには、大変なご負担、ご迷惑をお掛けすることになるが、何卒ご理解とご協力をいただくよう、お願い申し上げます。

重点措置の期間である1月21日から2月13日までの間は、特措法第31条の6第1項に基づく要請となる。営業時間は、かがわ安心飲食店認証制度の「認証店」については、営業時間を午後9時まで、酒類の提供は午後8時までとしていただくか、または、営業時間を午後8時まで、酒類の提供は、客の店内持込みを含め行わないこととしていただくこととし、どちらかを選択していただくことを可能とする。

また、「非認証店」については、営業時間は午後8時まで、酒類の提供は、客の店内持込みも含め行わないようお願いする。

あわせて、特措法第24条第9項に基づき、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請する。ただし、認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店舗で、対象者全員検査を実施した場合は除く。

当該要請に全面的にご協力いただいた飲食店には、協力金をお支払いする。なお、各飲食事業者の準備期間を考慮し、遅くとも1月24日（月）午前0時からご協力いただいた場合は、協力金の支払い対象とさせていただく。

今回の時短要請に係る、第9次の営業時間短縮協力金については、昨年の第2次から第8次の協力金と同様に、「売上高方式」の場合、前年度または前々年度の一日当たりの売上高に応じた算定となるが、認証店のうち、営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午後8時までとしていただいた場合は、一日当たり2万5千円から最大7万5千円までとし、営業時間を午後8時まで、酒類の提供を行わない取扱いとした場合は、一日当たり3万円から最大10万円までとなる。

また、非認証店の場合も、営業時間を午後8時まで、酒類の提供を行わない取扱いとした場合は、一日当たり3万円から最大10万円までとさせていただく。

大企業については、前年度または前々年度からの売上高の減少額に応じて、協力金を算定する「売上高減少額方式」となる。なお、中小企業・個人事業主は「売上高方式」か、「売上高減少額方式」のいずれかを選択することが可能である。

また、認証店については、時短営業の内容を選択制としているので、要請期間を通じてどちらか一方に固定した協力金をお支払いすることとする。

第9次の協力金については、中小企業・個人事業主の皆さまに限り、これまでの営業時間短縮協力金の受給実績があり、今回も1月21日から2月13日までの間、営業時間の短縮要請に、全面的にご協力いただける飲食店の皆さまへ、協力金の一部を前払いする制度を創設する。制度の詳細は、現在検討中であり、申請受付開始日を含め、2月上旬に公表する。

飲食事業者の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

イベントの開催については、特措法第 24 条第 9 項に基づき、その人数を 5,000 人以下とする。感染防止安全計画を策定し、県に確認を受けた場合は、人数上限を 20,000 人とする。詳細については、[資料 2-3](#)のとおりである。

また、県有施設等については、これまで以上に感染防止策を徹底し、開館することとする。

まん延防止等重点措置による対策の強化を行うことで、県民や事業者の皆さまには、長期間、これまで以上にご負担をお掛けすることになり、大変申し訳ないが、本県における最大の危機的な状況を一刻も早く食い止め、適切な医療提供体制を行っていくために、ご理解とご協力をお願いする。

以上が「まん延防止等重点措置」の主な対策であるが、そのうち、第 9 次の香川県営業時間短縮協力金 35 億 4,500 万円余の補正予算について、本日、専決処分した。

最後に、まん延防止等重点措置の実施に当たり、[資料 2-1](#)のとおり、私から県民の皆さまにメッセージをお伝えしたい。

全国各地でオミクロン株を含めた新規感染者数が急増する中、本県も感染が急激に拡大しており、本日、過去最多となる 167 人の新規感染者が確認され、直近 1 週間の累積新規感染者数は 691 人、医療のひっ迫具合を示す確保病床の使用率も 29.9%となるなど、保健所への負担や、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれが高まる非常に厳しい状況にある。

また、特に今般のオミクロン株による感染の特色として、感染力が極めて強く、感染者や濃厚接触者が急増することにより、企業等の事業活動の継続に大きな影響を与えることが懸念される。

一昨年来の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、本県としては、これまでにない最大の危機的な状況となっている。このため、早期に強い対策を行うことで感染拡大を速やかに抑え、県民の皆さまの命を守る適切な医療提供が続けられるよう、1 月 18 日、国に対し、本県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示するよう要請した。

これを受け、本県を含む 1 都 12 県が、1 月 21 日から 2 月 13 日までの間、新たにまん延防止等重点措置区域に加えられることなどが、国の基本的対処方針分科会での意見を踏まえ、政府対策本部会議において決定され、今般、公示された。

県民の皆さまには、今一度、オミクロン株の出現によってこれまでとは変わり、感染のリスクが非常に高まっていること、現在の感染の中心である若年層から高齢者や基礎疾患のある方々へと感染が広がれば、医療がひっ迫し、県内の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、医療従事者が不足する事態となるなど、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれもあることなどをご理解いただき、大切な家族や友人、仲間に感染させることがないように、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」など、引き続き最大限の感染防止対策をとっていただくよう、改めてお願いする。

また、飲食店の皆さまには、これまで8度にわたり、営業時間短縮の要請等についてお願いしてきた。再び、非常に大きなご負担をお掛けすることとなり、大変心苦しく思うが、感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いする。

まん延防止等重点措置による対策の強化を行うことで、県民の皆さま、事業者の皆さまには、長期間、これまで以上にご負担をお掛けすることになり、大変申し訳ないが、本県における最大の危機的な状況を一刻も早く食い止め、適切な医療提供体制を行うために、ご理解とご協力をお願いする。

### 議題3「その他」

#### 交流推進部長から資料に沿って説明

(「新うどん県泊まってかがわ割」の新規予約の停止等について)

#### 教育長から資料に沿って説明

(学校における対応について)

#### 本部長発言

各部局においては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の対応について、県民の皆さまの安全・安心を第一として、連携して対応に当たっていただきたい。